

令和3年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類
および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類および基
準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類
および基準に関する条例の一部を改正する条例

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第1条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一
部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「で退職した職員」の後ろに
「(第5項または第7項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同
条第3項中「職員」の後ろに「(第6項または第8項の規定に該当す
る者を除く。)」を加え、同条中第11項を第17項とし、同条第10
項中「および第6項」を「から第11項までおよび前項」に改め、同
項を同条第16項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「第6項第
4号」を「第11項第4号」に、「第6項の」を「第11項の」に改
め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 第11項の規定は、第5項または第6項の規定による退職手当の
支給を受けることができる者(第5項または第6項の規定により退
職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職
の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)およ
び第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることが
できる者(第7項または第8項の規定により退職手当の支給を受け

た者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第13条第8項中「第6項第3号」を「第11項第3号」に、「第6項の」を「第11項の」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第7項を第12項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「前項」を「第5項から前項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「または第3項に」を「，第3項または前項に」に改め、同項を同条第10項とし、同条第4項の次に次の5項を加える。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項または第3項の規定による退職手当を支給する。

第18条第1項各号列記以外の部分中「第13条第3項」の後ろに「、第6項または第8項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第2項中「第13条第1項」の後ろに「、第5項または第7項」を加える。

附則第16項中「第13条第5項」を「第13条第10項」に改める。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第6項中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、または同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの」を「次項または第8項の規定に該当する者」に改め、同条第7項中「前項に」を「前3項に」に、「前項の」を「これらの」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支

給する。

- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

雇用保険法の高年齢被保険者および短期雇用特例被保険者に相当する一定の退職者に対し、失業者の退職手当を支給することとするため